

「窓口フロントヤードに関する事務における特定個人情報保護評価書（案）」に対する意見等の募集について

1 特定個人情報保護評価とは

マイナンバーをその内容に含む個人情報いわゆる特定個人情報を取り扱うに当たり、その漏えいのリスク等プライバシーへの影響を自治体自らが点検、評価するものです。

窓口フロントヤードに関する事務は、全市民（30万人以上）に係る特定個人情報を取り扱うため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項及び特定個人情報保護評価指針第5の2（8）に基づき、最も厳重な全項目評価（特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の作成及び公表）を実施します。

2 意見提出手続後について

全項目評価書は、市民等の意見を反映させ、情報セキュリティの専門知識を持った外部の機関による第三者点検を経た上で、国の機関である個人情報保護委員会に提出します。

また、個人情報保護委員会に提出した全項目評価書は、旭川市のホームページでも公表します。

窓口フロントヤードに関する事務における特定個人情報の取扱いについて

1 特定個人情報ファイルを使用するシステム

窓口フロントヤードに関する事務で特定個人情報を使用するシステムは以下のとおりです。

(1) minnect 申請管理（電子審査システム）

ぴったりサービス¹により申請された情報を電子的に審査するためのシステムです。

(2) minnect cBace（CRM システム）

窓口業務に従事する職員が使用するシステムであり、各事務を処理するために必要な情報が表示されます。また、A I コンシェルジュと連携し、市民の相談事項が事前に共有されます。

(3) AI コンシェルジュ

市民がA I に対し事前問診として相談することで、スムーズな窓口への誘導、手続きを可能とするためのシステムです。

(4) 中間DB機能

上記3つのシステムをより効果的に運用するために必要な住民情報を有し、提供する機能です。

(5) サービス検索・電子申請機能

ぴったりサービスのことです。今回の事業の対象となる5手続に限り、電子審査システムへと共有され、電子審査が可能となります。

2 特定個人情報ファイルの概要

窓口フロントヤードに関する事務では、「中間DBファイル」という特定個人情報ファイルを使用します。

これは総合窓口の1階、2階で手続き可能な各事務に必要な情報を集約したファイルであり、対象事務の効率化と市民の利便性向上を図るために使用します。

3 リスク対策の概要

上記の特定個人情報ファイルを取り扱う際のリスクに対しては、次のリスク対策を実

¹ ぴったりサービスとは・・・国が運営する「マイナポータル」において、自治体が提供する行政手続きを検索し、オンライン申請できるサービス。

施します。

(1) 特定個人情報の入手

ぴったりサービスからの申請はマイナンバーカードの認証が必要なため、確実に本人からの申請のみを受け付けます。

また、審査に用いる情報は旭川市で業務に使用するシステムから直接取得するため正確な情報の取得が可能であり、インターネットとは隔離された閉域内で管理するため安全性が高い仕組みを取っています。

(2) 特定個人情報の使用

法令等に定めのある事務を処理するために必要な範囲で使用します。

また、各システムにアクセス可能な者を限定しているため、業務に関係ない者が特定個人情報にアクセスすることはできません。

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

既に他団体で実績のある事業者に対し、本業務に関するシステム等の運用を委託します。委託事業者は情報セキュリティマネジメントシステムの国際的基準である ISO27001 の認証を有しており、情報セキュリティにおいて高い信用性が担保されています。

また、アクセス制限を実施しており、ログ分析等により万が一の不正に対しても作業者の特定が可能となっています。

(4) 特定個人情報の提供・移転

今回の事業で扱う情報については、関係課以外に渡すことはありません。

(5) 情報提供ネットワークシステムとの接続

今回の事業の範囲では、国の情報提供ネットワークシステムとは接続しません。

(6) 特定個人情報の保管・消去

各システムの仕様上、不要となった情報は速やかに消去する仕組みとしています。

(7) 監査

部署内での自己点検、全庁横断的な内部監査を実施します。

また、ガバメントクラウド、自治体基盤クラウドシステムについては、クラウド事業者が定期的に ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）監査機関リストに登録された監査機関による監査を実施します。

(8) 従業者に対する教育・啓発

本業務の従事者は、定期的にマイナンバー制度や情報セキュリティに関する研修を受講します。これは委託事業者も同様です。

(9) 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

指定様式による書面の提出により、市民生活部まちづくり協働課で受け付けます。

(10) 問合せ

窓口フロントヤードに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、事業全体に関する問い合わせは行財政改革部行政DX課、各事務における問い合わせは各課で受け付けます。